

第3章 第3期障害児福祉計画

第3期障害児福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害児福祉施策の推進を図ることを目的としています。

1 障害児支援の提供体制の整備等

《国の指針》

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する
- ・ 各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【成果目標】

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置数	1カ所	市内に1カ所設置しています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制有	市内1事業所がサービスを提供しています。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1カ所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1カ所	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	継続して設置します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	継続して配置します。

（目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置、また各市町村において保育所等訪問支援を実施することを基本とする目標に準じて設定しています。

（目標達成のための方策）

成果目標における障害児支援の提供体制について、本市においては、いずれの項目も整備しています。体制を維持するとともに、関係機関と連携した障害児支援体制強化に努めていきます。

障害児支援の地域体制については、これまで構築してきた各関係機関同士の連携を生かして、引き続き障害者支援協議会で当事者、家族、関係機関の意見を聞きながら進めます。

障害児の就学時における支援がその後の成長や、卒業後の生活に大きく影響をすることから、障害児支援と学校教育の関係者が緊密に連携することができる体制を構築します。

こども発達支援センターで実施している保育所・幼稚園への施設支援との役割分担や連携体制についても協議していきます。

2 発達障害児に対する支援

【第3期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人	8	8	8

【見込量算出の考え方】

ペアレントトレーニング等の受講者数については、療育発達支援部会により、ペアレントトレーニング等の取組を進めていきます。

ペアレントメンターの人数については、広島県と連携したペアレントメンター事業の取組を進めていきます。

3 障害福祉サービス等の見込み量と確保策＜活動指標＞

区分	サービス内容
児童発達支援	障害のある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があります。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。 「医療型児童発達支援センター」または指定発達支援医療機関で行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童の通所施設を利用するすべての障害のある児童を対象に、給付決定または給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

子ども・子育て支援事業	保育所	障害のある児童の通所・通園に適した環境整備，受入体制の整備を進めます。
	認定こども園	
	放課後児童クラブ	障害の程度に応じた職員の加配，教室等の設備の改善等に努めます。

【第2期の見込量と実績】

区分		単位	第2期計画値			実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援		日/月	282	294	307	293	231	255
		人/月	41	43	45	46	46	46
医療型児童発達支援		日/月	30	30	30	8	19	0
		人/月	2	2	2	1	1	0
放課後等デイサービス		日/月	1,013	1,103	1,197	1,058	982	957
		人/月	81	85	89	96	92	91
保育所等訪問支援		日/月	5	10	15	0	0	1
		人/月	1	2	3	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援		日/月	10	10	10	0	0	0
		人/月	3	3	3	0	0	0
障害児相談支援		人/月	23	26	30	21	22	11
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数		人	4	4	4	4	4	4
子ども・子育て支援事業	保育所	人/月	19	19	19	18	15	15
	認定こども園	人/月	1	1	1	0	0	0
	放課後児童クラブ	人/月	39	42	44	17	22	24

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

【第3期見込量（活動指標）】

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援		日/月	266	266	266
		人/月	47	47	47
医療型児童発達支援		日/月	30	30	30
		人/月	2	2	2
放課後等デイサービス		日/月	996	1,036	1,078
		人/月	96	102	108
保育所等訪問支援		日/月	5	10	15
		人/月	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援		日/月	5	5	5
		人/月	2	2	2
障害児相談支援		人/月	13	16	20
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数		人	4	4	4
子ども・子育て支援事業	保育所	人/月	35	35	35
	認定こども園	人/月	1	1	1
	放課後児童クラブ	人/月	27	30	34

【見込量算出の考え方】

国の基本指針に基づき、サービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、成果目標との連動等の要素を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用日数、利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。